

給食施設栄養管理状況報告書

この報告は「川越市給食施設栄養管理状況報告書に関する実施要綱」に基づき実施するものです。

- 1 提出時期：給食の運営状況について、毎年7月末日までに提出してください。
- 2 提出先：川越市保健所長
提出窓口：川越市保健所健康づくり支援課（総合保健センター1階）
- 3 様式について
施設によって報告書が異なります。該当する施設の報告書を使用してください。
川越市のホームページより様式をダウンロードすることができます。
- 4 記入要領
 - (1) 施設管理者：施設長と置き換えて差し支えありません。
委託給食の場合は設置者側の管理者を記入してください。
 - (2) 栄養部門の責任者：実質的な当該栄養部門の責任者の所属名、職名、職種、氏名を記入してください。
 - (3) 報告書作成者：報告書の作成者の所属名、職名、職種、氏名を記入してください。
 - (4) 管理栄養士必置施設指定（健康増進法第21条第1項）：埼玉県知事（平成14年度以前）、または川越市保健所長（平成15年度以降）に管理栄養士必置施設として指定されている場合は、「有」としてください。
 - (5) 委託先：「運営形態」の欄で「委託」を選択した場合に、その委託先の名称、所在地、代表者名を記入してください。
 - (6) 委託内容：該当するものをすべて選択してください。
 - (7) 給食従事職員数
 - ①「常勤」とは当該施設において他の正規職員と同様な勤務形態にある場合をいいます。「非常勤」とは常勤以外の勤務形態にある場合をいいます。本社等に勤務し、複数施設を巡回している場合などは「非常勤」とします。
 - ②管理栄養士であるものは栄養士に含めません。また調理師の資格を併せ持っている場合は、いずれかの主な業務の資格について記入してください。
 - ③「事務職員」は、給食業務に関わる事務職員数です。「その他」には、給食センターの運転手等の人数を記入してください。

- (8) 給食数：6月に実施した給食数について記入してください。
- ①朝食、昼食、夕食以外で食事を提供している場合（間食、夜食など）は、
（ ）内に記入してください。
 - ②一般食（軟食、流動食を含む）、治療食、デイサービス食、職員食など提供している場合は、給食数を区別して記入してください。特に区分がない場合は、合計のみで結構です。
- (9) 肥満・やせに該当する者の割合
- 保育所・幼稚園・児童福祉施設、事業所、寄宿舎、小学校・中学校・高校・大学等健康増進を目的とした施設は、「肥満・やせに該当する者の割合」を
3頁の評価方法を参照し、喫食者の把握を行ってください。
- なお、報告は事業所のみです。その他の施設は、栄養管理状況報告書の内容によって状況を確認することがあります。
- (10) 栄養管理状況：6月に実施した給食について記入してください。
- ①複数献立を実施している施設においては「定食等」を、カフェテリアを実施している施設においては「モデル献立」を、病院等においては「常食」について記入してください。
 - ②1日3食提供していない場合は、提供している食事（昼食のみ、昼食とおやつ等）について給与栄養量を記入してください。
 - ③設定区分が複数ある場合は、別紙に記入してください。
 - ④給与栄養量を算定する場合、記入における単位、桁数については「日本食品標準成分表」に準じます。
- (11) その他
- ①*印のある項目は、前年度の実績について記入してください。
 - ②栄養士が未配置で栄養管理状況が記入できない場合などは、可能な部分だけ記入してご提出ください。

「肥満・やせに該当する者の割合」の評価方法

<p>保育所・幼稚園・児童福祉施設・小、中学校等</p>	<p>【幼児(3歳以上)の場合】 幼児の身長体重曲線を用い、+15%以上を「肥満」-15%以下を「やせ」とする。</p> <p>【就学時以上(6歳以上18歳未満)の場合】 健康診断結果から肥満度判定を行い、+20%以上を「肥満」-20%以下を「やせ」とする。 (計算方法)</p> $\text{肥満(やせ)の割合} = \frac{\text{幼児} + \text{就学時の肥満人数}}{\text{利用者のうち3歳児以上の人数}}$ <p>(算出例)</p> <p>施設喫食者(職員を除く) 50名 うち、3歳未満 5名 3歳以上 6歳未満 35名(内 肥満5名 やせ2名) 6歳以上18歳未満 10名(内 肥満1名 やせ5名)</p> <p>肥満の割合 = (5 + 1) / 45 = 13.3% やせの割合 = (2 + 5) / 45 = 15.5%</p>
<p>事業所・寄宿舎</p>	<p>【成人(18歳以上)の場合】 BMIを用いて、25.0以上を「肥満」、18.5未満を「やせ」とする。 $\text{BMI} = \frac{\text{体重kg}}{(\text{身長m})^2}$ (割合の算出方法は、【保育所・幼稚園・児童福祉施設等】を参照)</p>
<p>高等学校・大学</p>	<p>【高校生の場合】 健康診断結果から肥満度判定を行い、+20%以上を「肥満」-20%以下を「やせ」とする。</p> <p>【大学生の場合】 BMIを用いて、25.0以上を「肥満」、18.5未満を「やせ」とする。 $\text{BMI} = \frac{\text{体重kg}}{(\text{身長m})^2}$ ※定時制の場合は、年齢に合わせていずれかの指標を用いる。 (割合の算出方法は、【保育所・幼稚園・児童福祉施設等】を参照)</p>

事業所は、従業員の今年度と前年度の**肥満・やせの割合**を記入してください。今年度の結果が出ていない場合は、健康づくり支援課にご相談ください。